

独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法改正

改正方針

- (1) 独立行政法人と同様に、監査機能やガバナンスを強化するとともに、役職員の再就職等に関し規制。
- (2) 教育研究の特性や大学の自治に配慮し、役員人事や法人評価等については固有の制度を整備。

<独法通則法の主な改正内容>

※下線部は、24年法案との差異

■ 監査機能の強化

- 監事について、監査報告の作成、主務大臣への提出書類の調査義務、役職員や子法人に対する調査権限を法定化
- 監事調査の妨害に対する罰則
- 会計監査人について、会計に関する報告要求権、子法人に対する報告要求権等を法定化

■ 内部ガバナンスの強化

- 役員の業務の忠実履行義務、職務遂行に伴う損害賠償責任を規定
- 役員(監事を除く。)に対する、法人に著しい損害を与える事実についての監事への報告義務
- 内部統制システムを業務方法書に記載

■ 役員の任命手続、任期の延長

- 法人の長・監事は、主務大臣が内閣承認を得て任命、役員の選定は公募等を行うよう努める
- 法人の長及び監事の任期を中期目標期間にあわせる

■ 主務大臣の責任による確実な中期目標管理

- 主務大臣が評価を実施
- 総務省に独立行政法人評価制度委員会を置き、中期目標策定、業務実績評価、中期目標期間終了時の組織業務見直しにあたり、大臣への意見・勧告等
- 業務実績評価の結果を法人運営へ反映し、反映状況を公表
- 評価結果を次期中期目標等に反映すべく、中期目標期間終了前に達成状況の評価
- 主務大臣による法人への業務運営改善命令・不適切業務等の是正命令

■ 役職員の再就職規制と給与水準

- 密接関係法人等へのあつせんの禁止
- 営利企業等に対する法令等違反行為に関して行う求職活動の禁止
- 再就職者から法令等違反行為の働きかけを受けた役職員に対する届出義務
- 役職員の給与水準の策定に当たって、国家公務員及び民間企業役員報酬等を考慮

<法人法の対応>

国立大学法人等の監査機能強化のため、これらの規定を準用

国立大学法人等の内部ガバナンス強化のため、これらの規定を準用

役員の任命手続や任期については、現在の仕組みによる(監事の任期は4年に延長)

- 教育研究の特性を踏まえ、引き続き、**国立大学法人評価委員会が評価を実施**
- 評価等の客観性・公正性を確保するため、**総務省の独立行政法人評価制度委員会によりチェック**
- 評価結果を法人運営へ反映、公表
- **中期目標期間の4年目終了時に達成状況評価を実施し(暫定評価)、評価結果を次の中期目標等に反映**
※暫定評価は、第3期中期目標期間(H28~)から実施
- 主務大臣による違法行為等の是正要求

国立大学法人等の役職員の公正性を担保し、給与水準の説明責任を果たすため、これらの規定を準用

※このほか、独立行政法人及び国立大学法人等は総務省の行政評価・監視の調査対象となる。

ポイント

- 現行法においては、中期目標・計画や財務諸表等の大臣の認可等に当たって、国立大学法人評価委員会への意見聴取が義務づけられている。
- 今般の法改正によって、この意見聴取のうち「財産関係の認可等」については、①認可に当たって財務大臣への協議を課されおり主務大臣以外の第三者からのチェックが引き続き行われること、②国立大学法人制度の発足以降認可等を行うノウハウが蓄積されてきたこと、③意見聴取を経ずに認可等を行ったとしても、直ちに国立大学法人等の教育研究の特性をおかすおそれが高いものではないことから、独立行政法人制度改革の考え方を援用し、国立大学評価委員会への意見聴取規定を削除する。
- 一方、「中期計画の認可等」については、①国立大学法人等は引き続き国立大学評価委員会が中期計画の進捗状況を評価すること、②教育研究の質の向上に関する事項が含まれる中期計画について文部科学大臣のみで認可することとした場合、国による介入につながり教育研究の自主性を阻害するおそれがあることから、引き続き、文部科学大臣の認可に当たって、事前に国立大学評価委員会への意見聴取を継続する。

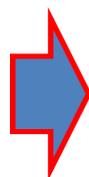
現行

[評価]

- ・各事業年度の評価の実施
- ・中期目標に係る業務の実績に関する評価

[大臣認可等への意見]

- ・中期計画の認可
- ・中期目標期間の終了時の検討
- ・業務方法書の認可
- ・財務諸表の承認
- ・剰余金の繰越の認可
- ・短期借入金の認可
- ・財産処分の認可に際しての事前の意見聴取
- ・役職員の報酬基準の評価委員会への通知
- ・出資認可
- ・積立金処分の認可
- ・長期借入金及び債券の認可
- ・償還計画に関する認可



改正後

[評価]

- ・各事業年度の評価の実施
- ・中期目標に係る業務の実績に関する評価

[大臣認可等への意見]

- ・中期計画の認可
- ・中期目標期間の終了時の検討

改正後	改正前
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 中期目標等（第三十条―第三十一条の四） 第四章（略） 第五章 雑則（第三十四条の二―第三十七条） 第六章（略） 附則</p> <p>（資本金） 第七条（略） 257（略） 8 国立大学法人等は、準用通則法第四十八条本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。</p> <p>（役員の職務及び権限） 第十一条（略） 2・3（略） 4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</p> <p>5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 中期目標等（第三十条・第三十一条） 第四章（略） 第五章 雑則（第三十五条―第三十七条） 第六章（略） 附則</p> <p>（資本金） 第七条（略） 257（略） 8 国立大学法人等は、準用通則法第四十八条第一項本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。</p> <p>（役員の職務及び権限） 第十一条（略） 2・3（略） 4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。</p> <p>（新設）</p>

<p>6 人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 監事は、国立大学法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。</p>	<p>7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p>	<p>9 (略)</p>	<p>(学長等への報告義務) 第十一条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。</p>	<p>2 (役員)の任期) 第十五条 (略)</p>	<p>3 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>4 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>5 (略)</p>	<p>(新設) 第十五条 (略)</p>	<p>2 (役員)の任期) 第十五条 (略)</p>	<p>3 監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>4 (略)</p>

<p>(業務の範囲等) 第二十二條 (略) 2 (略) (削る)</p>	<p>(業務の範囲等) 第二十二條 (略) 2 (略) 3 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。 4 (略)</p>
<p>3 (略) 2 (役員)の職務及び権限 第二十五條 (略) 2・3 (略)</p>	<p>(役員)の職務及び権限 第二十五條 (略) 2・3 (略) 4 監事は、大学共同利用機関法人の業務を監査する。</p>
<p>4 監事は、大学共同利用機関法人の業務を監査する。 この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。 5 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は大学共同利用機関法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>(新設) 5 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は大学共同利用機関法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>
<p>6 監事は、大学共同利用機関法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。</p>	<p>(新設) 6 監事は、大学共同利用機関法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。</p>
<p>7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、大学共同利用機関法人の子法人(大学共同利用機関法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>(新設) 7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、大学共同利用機関法人の子法人(大学共同利用機関法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>
<p>8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p>	<p>(新設) 8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p>

9| (略)

(機構長等への報告義務)

第二十五条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を機構長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(業務の範囲等)

第二十九条 (略)

2 (削る)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十一条の二 国立大学法人等は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度
当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度
当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度
における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2| 国立大学法人等は、前項の評価を受けようとするとき

5| (略)

(新設)

(業務の範囲等)

第二十九条 (略)

2 (略)

3| 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときはあらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(新設)

3 | きは、文部科学省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、評価委員会に提出しなければならぬ。

3 | 国立大学法人等は、遅滞なく、前項の報告書を公表しなければならぬ。

第三十一条の三 | 評価委員会による前条第一項の評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価にあつては、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価にあつては、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条第二項の規定による評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して行わなければならない。

2 | 評価委員会は、前条第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立大学法人等（同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行った場合にあつては、当該国立大学法人等及び独立行政法人評価制度委員会（第四項及び次条において「評価制度委員会」という。））に対して、その評価の結果を通知しなければならぬ。この場合において、評価委員会は、

（新設）

必要があると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

3 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

4 評価制度委員会は、第二項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、評価委員会に対し、意見を述べることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該意見の内容を公表しなければならない。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十一条の四 文部科学大臣は、評価委員会が第三十一条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならない。

4 評価制度委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時までに、当該国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告をすることができる。

（新設）

この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。

5| 評価制度委員会は、前項の勧告をしたときは、文部科学大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

(積立金の処分)

第三十二条 国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る第三十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十二條第一項又は第二十九條第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

(削る)

2| 国立大学法人等は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3| 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三条 (長期借入金及び債券) (略)

(積立金の処分)

第三十二条 国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十二條第一項又は第二十九條第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2| 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3| 国立大学法人等は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4| 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三条 (長期借入金及び債券) (略)

2 (略)
(削る)

3 前二項の規定による債券の債権者は、当該債券を
発行した国立大学法人等の財産について他の債権者に
先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 (略)
5 (略)
6 (略)
7 (略)

(償還計画)
第三十四条 (略)
(削る)

(違法行為等の是正)

第三十四条の二 文部科学大臣は、国立大学法人等又は
その役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法
律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行
為をするおそれがあると認めるときは、当該国立大学
法人等に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講
ずることを求めることができる。

2 国立大学法人等は、前項の規定による文部科学大臣
の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その
他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の
内容を文部科学大臣に報告しなければならない。

(独立行政法人通則法の規定の準用)

2 (略)

3 文部科学大臣は、前二項の規定による認可をしよう
とするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴か
なければならない。

4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、
当該債券を発行した国立大学法人等の財産について他
の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を
有する。

5 (略)
6 (略)
7 (略)
8 (略)

(償還計画)
第三十四条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようと
するときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かな
ければならない。

(新設)

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十一条の四、第二十一条の五、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二第一項及び第二十二項、第二十六条、第二十八条、第二十八条の四、第三十一条、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条の十まで、第六十四条並びに第六十六条の規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十一条第一項の規定を除く。）中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「中期目標管理法人の」とあるのは「国立大学法人等の」と、「中期目標管理法人は」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法人」とあるのは「国立大学法人等」と、「中期目標管理法人が」とあるのは「国立大学法人等が」と、「中期目標管理法人に」とあるのは「国立大学法人等に」と、「中期目標管理法人役職員」とあるのは「国立大学法人等役職員」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第二項、第十六条、第二十四条	(略)	読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	法人の長	(略)	読み替える字句	学長	(略)
--------------------	-----	---------------------	-----------	------	-----	---------	----	-----

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八條、第三十一条から第四十条まで、第四十一条第一項、第四十二条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第二項、第十六条及び第二十四条	(略)	読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	法人の長	(略)	読み替える字句	学長	(略)
---------------------	-----	---------------------	-----------	------	-----	---------	----	-----

<p>第三十一条第一項</p>		<p>第二十八條の四</p>	<p>第二十八條第二項</p>	<p>第二十五條及び第二十六條</p>
<p>中期目標管理法</p>	<p>第三十條第一項の中期計画及び第三十一條第一項の年度計画、第三十五條の五第一項の中長期計画及び第三十五條の八において読み替えて準用する第三十一條第一項の年度計画又は第三十五條の十第一項の事業計画</p>	<p>第三十二條第一項、第三十五條の六第一項若しくは第二項又は第三十五條の十第一項若しくは第二項</p>	<p>個別法</p>	
<p>国立大学法人法等（国立大学法人法第</p>	<p>同法第三十一條第一項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）及び第三十一條第一項の年度計画</p>	<p>国立大学法人法第三十一條の二第一項</p>	<p>国立大学法人法</p>	
<p>第三十一条第一項</p>		<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>条から二十六条まで</p>
<p>（新設）</p>		<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	
<p>（新設）</p>		<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	

(削る)	(削る)					
(削る)	(削る)	主務大臣	主務省令	(削る)	前条第一項	
(削る)	(削る)	文部科学大臣	文部科学省令	(削る)	同法第三十一条第一項	二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。

第三十四条第二項	第三十三条					
考慮して	中期目標の期間	(新設)	(新設)	中期計画	前条第一項	
考慮するとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条第二項に規定す	国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の期間	(新設)	(新設)	同項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）	国立大学法人法第三十一条第一項	

<p>第三十九條第一項</p>	<p>第三十八條第四項第二号</p>	<p>第三十八條第三項</p>	<p>第三十八條第二項</p>	
<p>独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない）</p>	<p>総務省令</p>	<p>及び監査報告</p>	<p>（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならぬ独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）</p>	
<p>国立大学法人等</p>	<p>文部科学省令</p>	<p>並びに監査報告及び会計監査報告</p>	<p>及び会計監査報告</p>	

<p>第三十九條</p>	<p>（新設）</p>	<p>第三十八條第四項</p>	<p>第三十八條第二項</p>	
<p>独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない）</p>	<p>（新設）</p>	<p>及び監事</p>	<p>監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならぬ独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）</p>	
<p>国立大学法人等</p>	<p>（新設）</p>	<p>並びに監事及び会計監査人</p>	<p>監事及び会計監査人の意見</p>	<p>国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して</p>

	第三十九条第二項		第三十九条第二項		
(削る)	個別法		子法人に	総務省令	い独立行政法人を除く。以下この条において同じ。
(削る)	国立大学法人法		子法人(国立大学法人法第十一条第七項に規定する子法人又は同法第十五条第七項に規定する子法人をいう。以下同じ。)	文部科学省令	

	第四十一条第一項	(新設)	(新設)	(新設)	
	監査法人でなければならぬ	(新設)	(新設)	(新設)	い独立行政法人を除く。
	監査法人であることとを要し、その資格事由については、会社法第三百三十七條第三項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「第四百三十五條第二項に規定する計算書類」とあるのは「国立大学法人	(新設)	(新設)	(新設)	

第四十四條第 四項	第四十五條第 一項	同項後段の規定 による変更の認 可を受けたとき は、その変更後 のもの（をいう 。以下同じ。） の第三十五條の 第五項第七号	(略)	第三十條第二項 第四号、国立研 究開発法人の中 長期計画の第三 十五條の第五項 第四号又は行 政執行法人の事 業計画（第三十 五條の十第一項 の認可を受けた 同項の事業計画 （同項後段の規 定による変更の 認可を受けたと きは、その変更 後のもの）をい う。以下同じ。 の第三十五條 の十第三項第四 号
(略)	国立大学法人法第 三十一條第二項第 四号		(略)	
第四十四條第 五項	第四十五條第 一項	(略)	(略)	国立大学法人法第 三十一條第二項第 四号
(略)	第三十條第二項 第四号		(略)	

第五十条の四 第二項第一号	第五十条の四 の研究者	政令	第五十条の四	政令	第五十条の四 第二項第五号	第三十五条第一 項	政令	第五十条の四 第三項	政令	第五十条の四 第四項	総務大臣	第五十条の四 第五項	政令	第五十条の四 第六項	個別法	政令	第五十条の六	政令	文部科学省令
文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	国立大学法人法	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令	文部科学省令

(新設)																			
(新設)																			
(新設)																			

(削る)	(削る)	(削る)	第五十条の七第一項、第五十条の八第三項及び第五十条の九
(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	

(財務大臣との協議)
第三十六条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第二十二條第二項、第二十九條第二項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第二項若しくは第五項若しくは第三十四條又は準用通則法第四十五條第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第四十八條の規定による認可をしようとするとき。
- 三 五 (略)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 三 (略)
- 四 第十一条第五項若しくは第六項若しくは第二十五

第六十五条第一項	第五十二条第三項	実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人員費の見積り	実績
個別法			
国立大学法人法			

(財務大臣との協議)
第三十六条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第二十二條第二項、第二十九條第二項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第二項若しくは第六項若しくは第三十四條第一項又は準用通則法第四十五條第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第四十八條第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 三 五 (略)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 三 (略)
- (新設)

条第五項若しくは第六項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

五| (略)

六| (略)

七| (略)

八| 第三十一条の二第二項の規定による報告書の提出

をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

九| 第三十四条の二第二項又は準用通則法第五十条の

八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十| 準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

(削る)

十一| 準用通則法第三十八条第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告又は会計監査報告を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

十二| 準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

(削る)

2|

第十一条第七項に規定する国立大学法人の子法人又は第二十五条第七項に規定する大学共同利用機関法人の子法人の役員が第十一条第七項若しくは第二十五条第七項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

附 則

四| (略)

五| (略)

六| (略)

(新設)

(新設)

七| 準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

八| 準用通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

九| 準用通則法第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

十| 準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十一| 準用通則法第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(新設)

附 則

(国の無利子貸付け等)

第十四条 国は、当分の間、国立大学法人等に対し、その施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項の二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合における第三十五条の規定の適用については、同条の表第四十五条第四項中「第三十三条第一項又は第二項」とあるのは、「第三十三条第一項若しくは第二項又は附則第十四条第一項」とする。

2
5 (略)

別表第一(第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係)

国立大学法人の名称	(略)	主たる事務所の所在地	理事の員数
(略)	(略)	(略)	(略)

備考
一 (略)
二 総合研究大学院大学は、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との緊密な連係及び協力の下に教育研究を行うものとする。
三 (略)

(国の無利子貸付け等)

第十四条 国は、当分の間、国立大学法人等に対し、その施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項の二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合における第三十五条の規定の適用については、同条の表第四十五条第五項中「第三十三条第一項又は第二項」とあるのは、「第三十三条第一項若しくは第二項又は附則第十四条第一項」とする。

2
5 (略)

別表第一(第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係)

国立大学法人の名称	(略)	主たる事務所の所在地	理事の員数
(略)	(略)	(略)	(略)

備考
一 (略)
二 総合研究大学院大学は、大学共同利用機関法人及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構との緊密な連係及び協力の下に教育研究を行うものとする。
三 (略)